

盛岡保健所長告示第 21 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 22 日

盛岡保健所長 鈴木 俊彦

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏名	指定年月日
0370102998	孝仁さわやか訪問看護ステーション	盛岡市中太田泉田 28 番地	社団医療法人啓愛会	平成 19 年 5 月 1 日